

愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程

〔 2007年6月13日 〕
規 程 第 43 号

（目的）

第1条 この規程は、愛知教育大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為への対応に関する取り扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び競争的資金等を適正に運営及び管理することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、研究活動における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないということが根拠をもって明らかにされたものを除く。

(1) 研究上の不正行為

ア ねつ造 存在しないデータ，研究結果等を作成する行為

イ 改ざん 研究資料，機器又は過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用 他の研究者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用する行為

(2) その他の不正行為

ア 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

イ 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

ウ 人権等の侵害 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権，プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

エ 不適切な研究費使用等 法令又は研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規則等及び本学の規程等に違反して研究費（第3項で規定する競争的資金等以外の研究費を含む。）を不正に使用又は受給する行為

オ その他本学の研究者として、研究者の行動規範に著しく反する行為

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究者 本学において研究に携わる者（携わっていた者を含む。）のすべてをいい、常勤及び非常勤の別並びに給与支給の有無を問わない。また、学部学生，大学院学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，内地留学生及び外国人留学生その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者を含む。

(2) 部局 教育学部の各学系，附属図書館，附属学校部及び事務局をいう。

(3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

3 この規程において、競争的資金等とは、法人が管理する次の各号に掲げる公的資金に基づく研究費をいう。

(1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金

(2) 研究者が資金配分機関の示す特定の研究課題に申請し，資金配分機関の審査を経て採択され，資金配分機関と本学との間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

（責任と権限）

第3条 本学における競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者，統括管理責任者及び部局責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は，本学全体を統括し，競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は，最高管理責任者を補佐し，競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし，学長が指名した理事をもって充てる。

(3) 部局責任者は、各部局における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者とし，部局長をもって充てる。

(4) 最高管理責任者は，統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の運営及び管理が行えるよう，適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2 研究者は，個人の発案で提案し採択された競争的資金等であっても，競争的資金等が公的資金で成り立っていることを認識し，その目的に沿った使用及び説明責任を果たさなければならない。

3 事務職員は，専門的能力をもって競争的資金等の適正な執行を確保しつつ，効率的な研究遂行を目指した事務を行わなければならない。

（経理）

第4条 競争的資金等は，本学が定めた規程等に基づき経理するものとする。

（検収確認）

第5条 本学における競争的資金等に関する物品等の発注に基づく適正な完了確認は，別に定める検収センターにおいて行うものとする。

（相談窓口）

第6条 本学における競争的資金等の使用に係る事務処理手続きに関し，明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を財務部財務課に置く。

（受付窓口）

第7条 研究活動における不正行為に関する通報及び告発（以下「告発等」という。）並びに告発等までに至らない段階の相談（以下「告発相談」という。）を受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）は，部局長とする。

（告発等及び告発相談の取扱い）

第8条 告発等及び告発相談は，書面（ファクシミリ，電子メールを含む。）を受付窓口提出若しくは送付し，又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 告発等及び告発相談は，原則として実名により行うものとし，次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの名称

(2) 不正行為の態様その他事案の内容

(3) 研究上の不正行為の場合には科学的合理的理由

3 告発等及び告発相談を受け付けた部局長は、第9条第4項に規定する対応委員会委員長に当該事案を速やかに報告するものとする。

4 第2項の規定に関わらず、告発等及び告発相談が匿名による場合、部局長は、当該事案の内容に応じ、実名の事案に準じて取扱うことができる。

(研究活動不正行為対応委員会)

第9条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、研究活動不正行為対応委員会(以下「対応委員会」という。)を置く。

(1) 告発等をなされた者(以下「被告発者」という。)に係る研究活動における不正行為についての本格的な調査(以下「本調査」という。)に関する事項

(2) 研究活動における不正防止計画の策定に関する事項

(3) その他学長が必要と認めた事項

2 対応委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 学長が指名した理事

(2) 学系長

(3) その他学長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 対応委員会に委員長を置き、学長が指名した理事をもって充てる。

5 委員長は、対応委員会を招集し、議長となる。

6 対応委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 対応委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 対応委員会は、第1項第2号の規定に基づく不正防止計画を策定したときは、部局長に実施させるものとし、実施後にあっては適宜実施状況を報告させるものとする。

10 対応委員会は、前項の規定により部局長から実施状況の報告を受けたときは、内容を確認のうえ、報告内容に不正を発生させる要因があると認められるときは、告発等に準じて取扱うものとする。

(予備調査委員会)

第10条 対応委員会に、被告発者に係る研究活動における不正行為について、予備的な調査(以下「予備調査」という。)を行うため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 対応委員会委員長

(2) 告発等を受け付けた部局長

(3) 被告発者が所属する部局の部局長

(4) 対応委員会委員長が必要と認めた者 若干人

3 予備調査委員会に主査を置き、対応委員会委員長をもって充てる。

4 主査は、予備調査委員会を招集し、議長となる。

5 主査が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(予備調査)

第11条 予備調査委員会主査は、速やかに予備調査を開始し、告発等の受け付け後、原則として30日以内に予備調査の概要、対応委員会による本調査の実施の有無について、対応委員会に報告しなければならない。

(本調査実施の決定)

第12条 対応委員会委員長は、前条の規定による報告を受けた場合、速やかに本調査実施の有無を決定しなければならない。

2 対応委員会委員長は、本調査を実施することを決定した場合、原則として30日以内に本調査を開始しなければならない。

3 対応委員会委員長は、本調査を実施するに当たっては、被告発者と同一研究分野の学外の研究者を対応委員会委員として加えなければならない。

4 対応委員会委員長は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由を付して告発者に通知するものとする。この場合、対応委員会は、予備調査の資料等を保存し、開示請求があった場合はこれに応じなければならない。

(調査対象となる研究)

第13条 対応委員会は、本調査において有益かつ必要と判断したときは、当該事案に関連した被告発者の他の研究を調査の対象に含めることができる。

(不正行為の認定等)

第14条 対応委員会は本調査の開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめ、学長に報告するものとする。

(1) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者(以下「被認定者」という。)とその関与の度合、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(2) 不正行為が行われなかったと認定した場合は、告発等が被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意思(以下「悪意」という。)に基づくものであるか否か

(調査結果の通知)

第15条 前条の規定により報告を受けた学長は、当該調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被認定者に文書で通知するものとする。

(不服申立て)

第16条 被認定者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に、学長に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 前項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てに準用する。

(不服申立ての審査)

第17条 前条の不服申立ての審査は対応委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、対応委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、対応委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

2 対応委員会（前項ただし書きの場合は、対応委員会に代わる者）は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、学長に報告する。

3 前項の規定による報告を受けた学長は、再調査の実施の有無を速やかに決定する。

（調査結果の公表）

第18条 学長は、不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。

（不正行為等への処置）

第19条 学長は、不正行為が行われたと認定した場合は、被認定者に対し、ただちに当該不正行為に係る研究に対する資金の使用中止を命ずる。

2 学長は、被認定者に対し、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年4月1日学則第1号。）及び国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年4月1日規程第2号。）その他の関係規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定した論文等の取り下げを勧告するものとする。

3 前項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者について準用する。

4 学長は、被認定者が取引業者であるとき又は取引業者を含むときは、国立大学法人愛知教育大学における物品等契約に関する取引停止等の取扱基準（2007年制定）に基づき取扱うものとする。

（調査中における一時措置）

第20条 学長は、第12条の規定により、本調査を行うことが決まった後、対応委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究に対する資金の支出を停止することができる。

（告発者及び被告発者の保護）

第21条 学長は、告発者及び被告発者の氏名等並びに告発等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等したことを理由に、告発者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

（監査）

第22条 競争的資金等の使用に関する監査は、国立大学法人愛知教育大学内部監査規程（2006年規程第68号）に基づき実施するものとする。

（事務）

第23条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課及び財務部財務課で行う。

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2007年6月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に任命される第9条第2項第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2009年3月31日までとする。

附 則（2007年規程第57号）

この規程は、2007年11月14日から施行する。

附 則（2007年規程第52号）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2010年規程第21号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、2008年4月1日から適用する。

附 則（2010年規程第85号）

この規程は、2010年7月14日から施行する。ただし、第8条第3項及び第20条の改正規定は、2007年11月14日から適用する。